

科学技術イノベーションの活性化を促進する 制度的基盤の構築に向けて

説明資料

平成 29 年 6 月 2 日

総合科学技術・イノベーション会議
有識者議員

イノベーション活性化の「好循環」を起動させる制度改革

基本認識

- **600兆円経済の実現**には、知識や資金などの「好循環」が必須であり、**大学や研究機関が、そのエンジン**となるべき
- このため、国立大学・国立研究開発法人（国研）は、「運営」から民間資金も活用した戦略的な「経営」へ脱却すべき

改革が必要な事項	1. 大学・国研の改革		2. ベンチャー創出力・成長力の強化			3. 資金の柔軟な執行と多様化		
	1) 運営から経営へ脱却	2) 地方創生に貢献	1) ベンチャー創出力強化	2) ベンチャー成長力強化		1) 資金の柔軟な執行		2) 資金源の多様化
			①研究成果の社会還元	②成長資金の確保	③知識・資金の「好循環」持続	①公的資金の有効活用	②民間資金の柔軟な執行	③寄附の拡大
改革の方向	公的資金による「運営」から「経営」へ脱却する	地域発のイノベーションをゲームチェンジにつなげる	ベンチャーの起業を促し、知識の好循環を創る	ベンチャーの資金確保を後押し、資金の好循環を創る	国立大学等が株式等を戦略的に活用する	公的資金を柔軟かつ機動的に使用する	民間資金を民間と協調したルールで執行する	国立大学や国研の財政基盤強化を寄附促進で後押し
課題	「経営の見える化」が不十分で、PDCAが回せず、投資効果を最大化するマネジメントが行えていない	地域ならではの資源や強みを活かした、地域発のイノベーションが起りにくい	ベンチャーへ金銭の出資が可能な国研は、法律により、JST（科学技術振興機構）のみに限定されている（注1）	ベンチャーは国立大学等にサービス（施設利用料等）の対価として株式等で支払えない	国立大学等は現金化可能な対価として得た株式等を速やかに売却しなければならず、戦略的に活用できない（注2）	研究開発の特性（長期性、予見不可能性、不確実性等）に応じ、柔軟かつ機動的な執行が求められる	寄附金等の民間由来の自己資金であっても、公的資金と同一のルールで執行され、協調性に乏しい	国立大学への評価性資産の寄附について、譲渡所得を非課税とする特例を活用しにくい事例がある
具体策	IR（組織の経営情報分析）で「経営の見える化」推進	地域イノベーションが起りやすい仕組み（特区等）	出資が可能な国研の対象を拡大	国立大学等が株式等を取得できるケースを拡大	国立大学等が対価で得た株式等の長期保有を可能化	競争的資金の基金化を含め、使い勝手の改善等を検討	民間資金は公的資金と別の取扱いとすることを可能化	寄附しやすい環境づくり（非課税要件の緩和等）

（注1）研究開発力強化法及びJST法（平成25年改正）

（注2）国研は対価として株式等を取得できるか検討が必要

改革のポイント：国立大学・国研が「運営」から「経営」へ脱却

- 国立大学・国研は、公的資金による「運営」から民間資金も活用した戦略的な「**経営**」へと脱却
- 「経営」への脱却を促進し、知識・資金の「**好循環**」を回す**メイン・エンジン**となるための**制度的・法的基盤を構築**

財政基盤の強化

－寄附の獲得促進など－

寄附を「**好循環**」を支える元手とすべく、寄附文化の醸成と寄附を行いやすい環境を構築
⇒自助努力を前提に、評価性資産（土地など）を寄附する際の譲渡所得の**非課税要件の緩和**など
寄附の獲得促進等を通じて、**財政基盤強化を後押し**

ベンチャー創出力の強化

知識の「**好循環**」を創り出すため、ベンチャーを活用し、より多くの研究成果を速やかに社会へ還元
⇒**国研が出資機能を拡充し、ベンチャーの起業を促進**

ベンチャー成長力の強化

資金の「**好循環**」を創り出すため、ベンチャーの資金確保に株式等を活用
⇒**ベンチャーが株式等で支払い可能な対象を拡大**
資金確保を後押しし、**株式等は戦略的に活用**

・知識と資金の好循環によるイノベーションの活性化

制度的・法的基盤

知の基盤

財政的基盤

科学技術イノベーションによる
600兆円経済の実現

・エビデンスに基づく政策立案

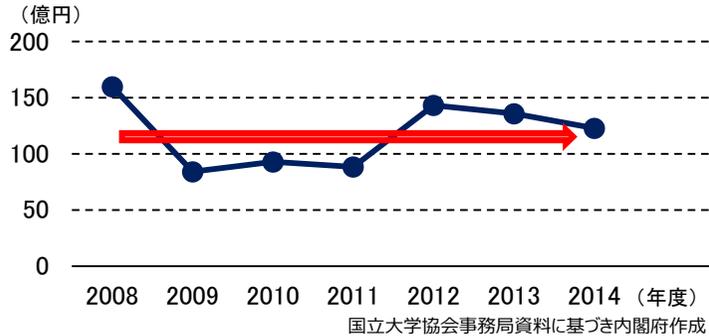
・官民研究開発投資の拡大
・CSTIによる各省施策の誘導

寄附の獲得促進

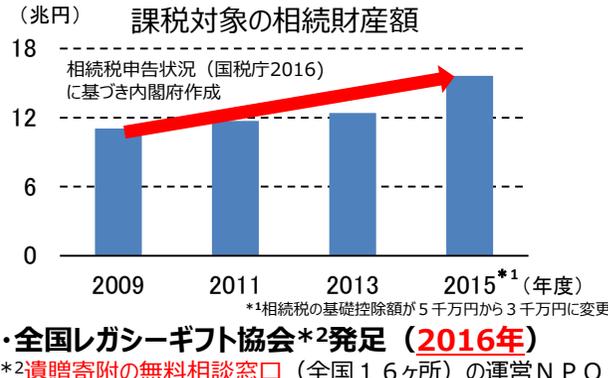
－ 評価性資産（土地・建物など）の場合 －

寄附をめぐる現状

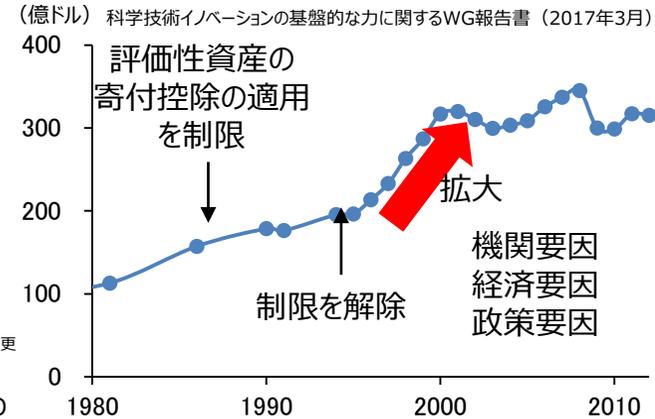
① 国立大学への個人寄附は伸び悩み



② 遺贈の増加予想



③ 米国における大学への寄附の推移



④ 国立大学への評価性資産の寄附について、譲渡所得を非課税とする特例※を活用しにくい事例

※非課税特例の要件：寄附日から2年以内に公益目的事業に直接供する

土地と建物の寄附の話をしていただいたが、非課税要件を満たす使い方の検討と調整を進めているうち、寄附予定者が亡くなり実現しなかった

土地の寄附の申入れをいただいたけれど、教育研究に使うことが見込まれない土地だったので、現金化してからの寄附をお願いしたら、話が立ち消えちゃった

寄附文化の醸成とともに大学自身の**自助努力**（同窓会組織の活用や寄附者等とのコミュニケーションなど）は**不可欠**、同時に、

現状打破の具体策

・例えば、国立大学へ評価性資産を寄附する際の**譲渡所得を非課税とする要件の緩和**を検討

非課税要件の緩和

柔軟に公益目的事業に活用

寄附の拡大

ベンチャー創出力の強化

改革の方向

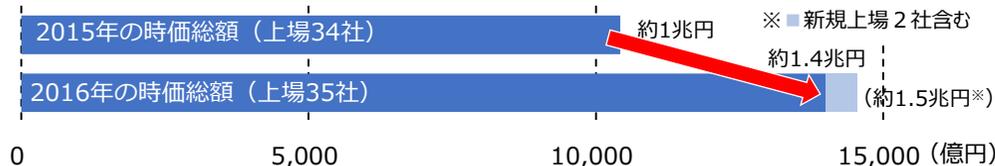
大学同様に、国研の研究成果を、速やかに社会へ還元するため、**国研のベンチャー出資機能を拡充し、起業を促進**

大学発ベンチャーの現状

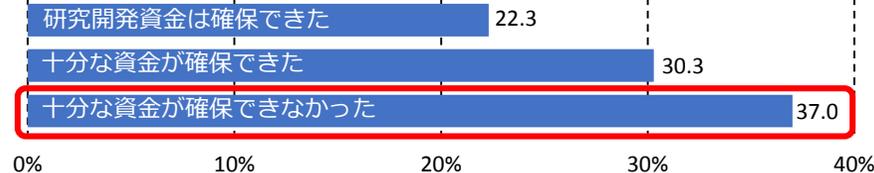
①文部科学省調査データ（2016年4月）に基づき内閣府作成

②「大学発ベンチャーに関する基礎調査」実施報告書（経済産業省2008年）に基づき内閣府作成

①大学発上場ベンチャーの株価時価総額は躍進している



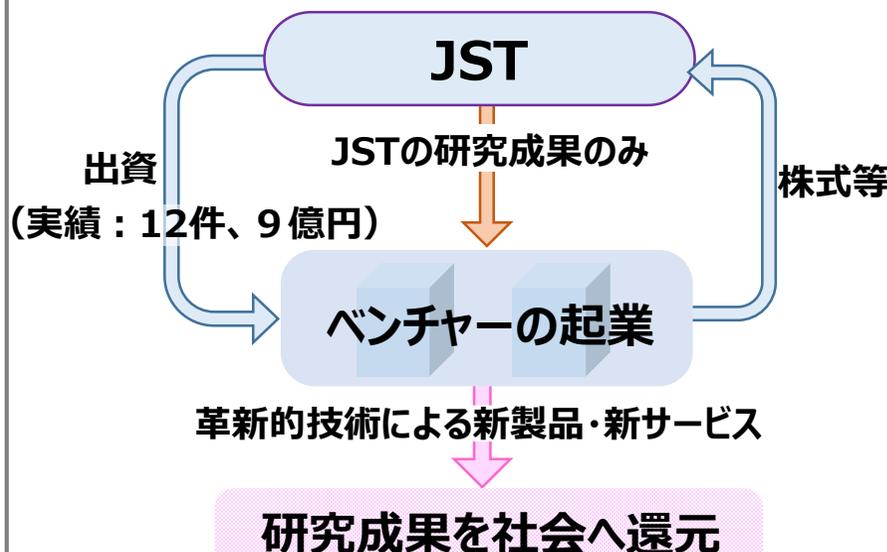
②大学発ベンチャーの課題は起業資金（出資）の確保 (N=192)



現行制度の課題

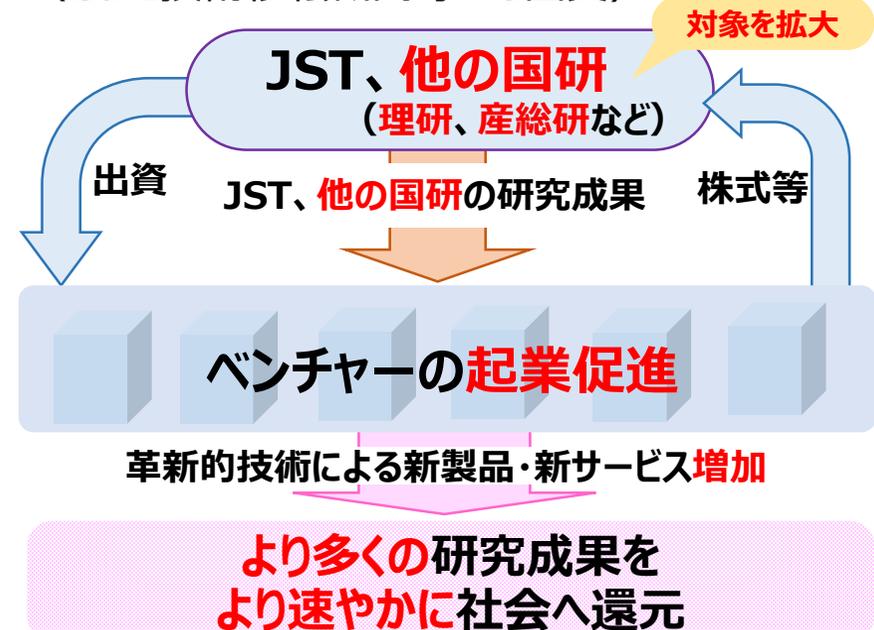
・法律*により、ベンチャーへ金銭で出資できる国研は、科学技術振興機構 (JST) のみ

*研究開発力強化法及びJST法（平成25年改正）



課題解決の具体策

・**法律改正**により、出資できる**国研の対象を拡大** (さらに技術移転機関等へも出資)

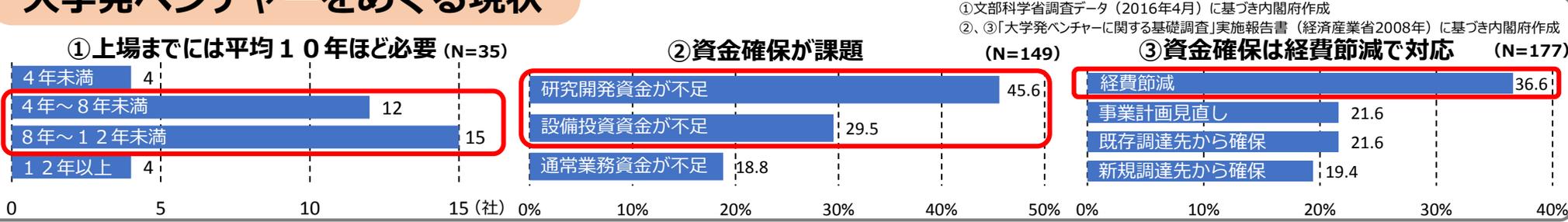


ベンチャー成長力の強化

改革の方向

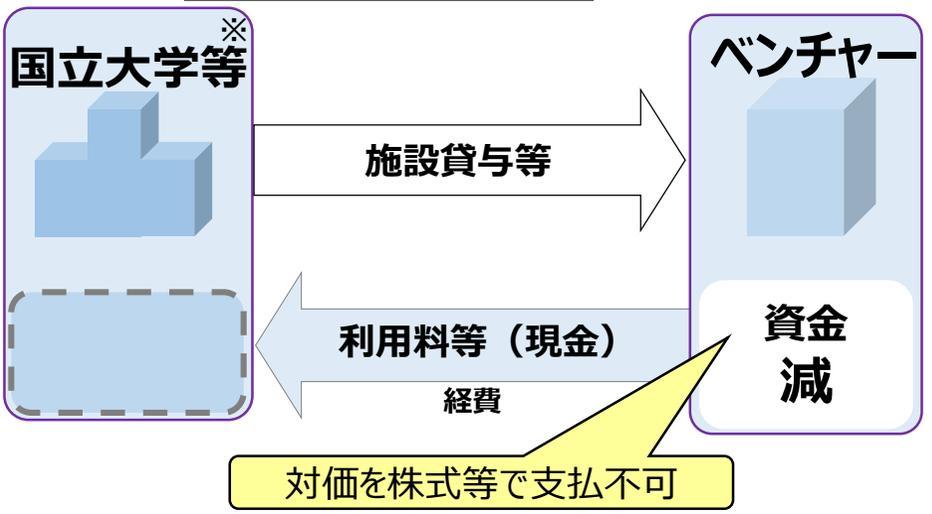
ベンチャーが研究開発資金を確保するため、**対価を株式等で支払える対象を追加**
 国立大学や国研が株式等を戦略的に活用するため、**長期保有を可能化**

大学発ベンチャーをめぐる現状



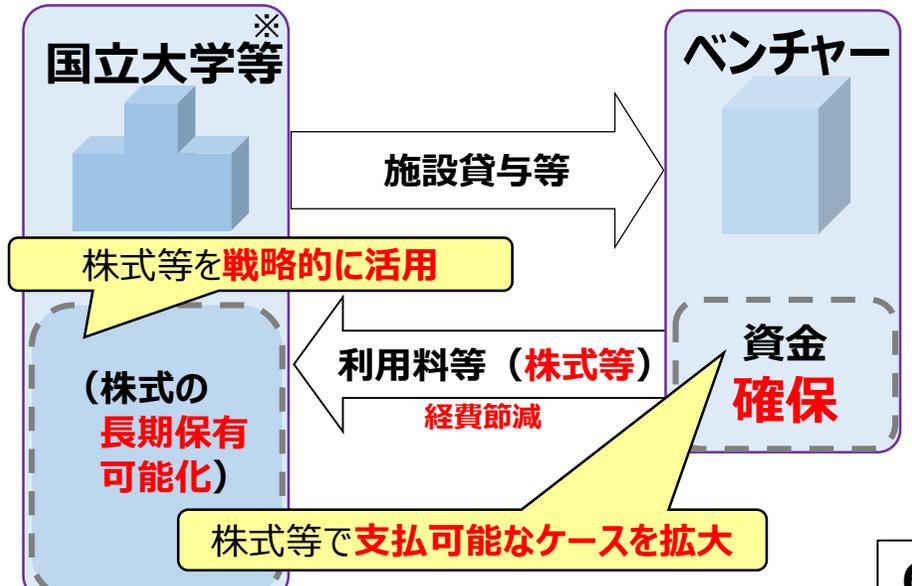
現行制度の課題

- ベンチャーは資金確保が課題
- 国立大学等の施設・設備の利用は現金払い
 しかし、資金確保には経費節減が必要



課題解決の具体策

- ベンチャーが**株式等で支払可能なケースを拡大**し、研究開発資金の確保を後押し
- 国立大学等は株式等を長期保有し**戦略的に活用**



※国研は、取得株式の取扱が不明確なため詳細な検討が必要